

平成 19 年 1 月 10 日
富山行政評価事務所

「コミュニティバス等の安全・利便確保 に関する行政評価・監視」

＜評価・監視結果に基づく通知＞

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合規性、適正性、能率性、有効性、効率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

本行政評価・監視は、富山行政評価事務所（所長：羽廣嘉一）が、平成18年8月から11月にかけて実地に調査した結果等に基づき、北陸信越運輸局富山運輸支局に対して平成19年1月10日に通知するものです。



概 略



調査実施の背景

- 近年、バス利用者数は年々減少しており、バス事業者等が路線を維持していくための環境は厳しい状況である。
一方で、バスをはじめとする公共交通機関により、マイカーによる移動が困難な高齢者や児童生徒等のモビリティを確保することが極めて重要。
- 平成14年2月に路線バスの参入及び撤退に係る規制緩和が行われ、さらに平成18年5月には、コミュニティバス等の普及促進、市町村バスやNPOによるボランティア有償運送の制度化等を内容とする道路運送法等の一部を改正する法律が成立（同年10月施行）し、バス事業者等の創意工夫による多様なサービスを提供しやすい環境が整備されている。
- 富山県内では、民間バス路線の廃止・撤退に伴う減少を補う形で地方公共団体等が主体的に運営するコミュニティバス等（注）が増加し、年間およそ150万人が利用。
- しかし、コミュニティバス等の運行に当たっては、運営主体である地方公共団体等が、民間バス事業者と比較して旅客運送事業に不慣れな場合が多いことから、運行の安全性及び旅客の利便性の確保が不十分となっているおそれあり。

(注) 「コミュニティバス等」の定義については次項参照

行政評価・監視の結果

おおむね適切に運営されているが、次の観点からみて、改善を要する事項がみられた

- 1 コミュニティバス等の運行の安全の確保
- 2 コミュニティバス等の利用者の利便の確保

- ※ 行政評価・監視においてコミュニティバス等を対象としたのは富山行政評価事務所が初めて（石川行政評価事務所が同時期に実施）
※ 富山県及び関係市町村、関係団体等にも参考送付

★ 調査事項

- 旅客輸送の安全対策
- 利用者の利便確保等

★ 調査対象

- 北陸信越運輸局
富山運輸支局
- 富山県
- 富山県内 15 市町村中
6 市町
- 旅客自動車運送事業者
(2 事業者)
- NPO 法人

左記の観点から、改善事項について改善意見を通知

通知先：北陸信越運輸局
富山運輸支局

通知日：平成19年1月10日

調査対象の定義について



コミュニティバスとは

法的定義はないものの、一般的に「地方公共団体等がまちづくりなど住民福祉の向上を図るために交通空白地域・不便地域の解消、高齢者の外出促進、公共施設の利用促進を通じた『まち』の活性化等を目的として自らが主体的に運行を確保するバスのこと」と解されており、車両仕様・運賃・運行ダイヤ・バス停の位置等を工夫した、地域密着型有料バスサービスである。

なお、こうしたコミュニティバスは、全国の市町村の約半数に当たる914市町村で導入されている（平成17年10月時点）。

平成18年3月31日時点では、富山県内12市町（注1）において地方公共団体が主体となって運営するコミュニティバス（公営バス）が計111路線運行

また、2市（注2）において、地域住民等が主体となって運営するコミュニティバス等が計3路線運行

注1 富山市、高岡市、射水市、魚津市、滑川市、砺波市、小矢部市、南砺市、上市町、立山町、入善町、朝日町

2 富山市（呉羽地区）、氷見市（八代地区）

コミュニティバス等の導入形態	法改正以前の分類	使用車両	事業例（事業主体）
① 地方公共団体等が運送法第4条の許可を有する一般乗合旅客自動車運送事業者に対してコミュニティバスの運行を委託するもの	4条委託（一般乗合）	事業用（緑ナンバー）	まいどはや（富山市）
② 地方公共団体等が運送法第21条第2号の許可を有する一般貸切旅客自動車運送事業者に対してコミュニティバスの運行を委託するもの	21条委託（一般貸切）	事業用（緑ナンバー）	コミュニティバス（射水市）
③ 地方公共団体自らが運送法第79条の登録を受け、運送法施行規則第49条第1号の市町村運営有償運送を行うもの	80条許可（市町村運営）	自家用（白ナンバー）	南砺市営バス（南砺市）
④ NPO法人等が運送法第79条の登録を受け、運送法施行規則第49条第2号の過疎地有償運送を行うもの	80条許可（NPO運営）	自家用（白ナンバー）	地域バス（氷見市八代地区）

当行政評価・監視では、上記①～④の受託事業者による運行（運送法第4条、第21条）、市町村運営有償運送（第79条）、過疎地有償運送（第79条）のことを総称して『コミュニティバス等』と定義

【本資料で用いる法令の略称】

- ・『運送法』: 道路運送法（昭和26年法律第183号）
- ・『運送法施行規則』: 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）
- ・『運輸規則』: 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）
- ・『点検基準』: 自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）
- ・『車両法』: 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- ・『車両法施行規則』: 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）
- ・『保安基準』: 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）



1 旅客輸送の安全対策

(1) 安全運行管理体制の充実



主な制度・仕組み

	一般旅客自動車運送事業者 (一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者)	自家用有償旅客運送者 (市町村運営有償運送者及び過疎地有償運送者)
①運行管理者等の選任	<p>[運送法第23条] 事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、運輸規則第48条に掲げる業務を行う運行管理者を選任しなければならない。</p> <p>[車両法第50条] 乗車定員11人以上の自動車（ただし、乗車定員11人以上29人以下の自家用自動車は2両以上）を使用する者は、その使用の本拠ごとに一定の要件を備える整備管理者を選任しなければならない。</p>	<p>[運送法第51条の17] 自家用有償旅客運送自動車の運行管理の責任者の選任その他運行管理の体制の整備を行わなければならない。</p>
②点呼等の実施	<p>[運輸規則第24条] 運転者に対して点呼を行い、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、日常点検に係る報告を受け、運行の安全を確保するために必要な指示を与えること。</p>	<p>[運送法施行規則第51条の18] 運転者に対して点呼を行い、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、運行の安全を確保するために必要な指示を与えること。</p>
③異常気象時の措置	<p>[運輸規則第20条] 天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、乗務員に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。</p>	<p>[運送法施行規則第51条の17第3項] 運行管理の責任者は運行の安全を確保するために必要な業務を行うこと。</p>

問題点

コミュニティバス等の運行主体において、

- ① 運行管理者等及び整備管理者が選任されていない
- ② 乗務員に対する点呼が適切に実施されないままバスの運行が行われている
- ③ 異常気象時における措置の基準が未策定

原因

- ① 適用される法令・制度の不知による
- ② 乗務員と点呼を実施する者の勤務時間が異なること及び点呼の必要性についての認識が不足していたことによる
- ③ 基準策定の必要性についての認識が不足していたため
- ※ 運輸支局による管理者の選任状況等の確認が不十分

通知要旨

コミュニティバス等の運行主体に対し、次の措置を講ずるよう指導する必要がある

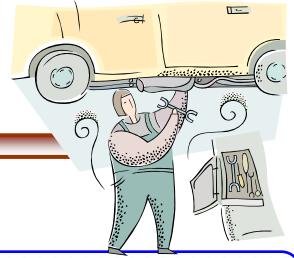
- 1 運行管理者等及び整備管理者を確実に選任すること
- 2 乗務する運転者に対する点呼を確実に実施すること
- 3 異常気象時における対応基準を明確にし、必要な規程を作成すること 等





1 旅客輸送の安全対策

(2) 車両の点検・整備の徹底



主な制度・仕組み

- ① 自動車の使用者（コミュニティバス等の運行主体）は、自動車運送事業の用に供する自動車及び乗車定員11人以上の自家用自動車については、3か月ごとに点検基準別表第3の内容について点検を行わなければならない。（[車両法第48条](#)）
また、自動車の使用者は、点検整備記録簿を自動車に備え置き、車両法第48条の規定により点検又は整備をしたときは、遅滞なく点検の年月日、点検の結果等を記載しなければならない。（[車両法第49条](#)）
- ② 乗車定員11人以上の自動車には、消火器を備えなければならない。（[保安基準第47条](#)）

問題点

コミュニティバス等の運行主体において、

- ① 3か月点検未実施
点検整備記録簿を自動車に備え置いていない
- ② 消火器の耐用年数を超えており、点検も実施されていない
ため、安全に使用できるか疑わしい



原因

- ① 3か月点検を実施し、点検整備記録簿を自動車に備え置く必要があるという法令の規定について認識がなかったため
 - ② 車両の定期点検の際に消火器も点検済みであるとの思い込みによる
- ※ 運輸支局による点検整備の実施等に係る具体的な周知・指導及び運行主体における遵守状況の把握が不十分

通知要旨

コミュニティバス等の運行主体に対し、次の措置を講ずるよう指導する必要がある

- 1 3か月点検の実施を遵守するとともに、運行を委託する場合は、委託契約において車両の点検を3か月ごとに行う旨を明示すること
- 2 車両備え付けの消火器について適切な管理を行うこと





2 利用者の利便確保等



主な制度・仕組み

- ① 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、事業者及び当該停留所の名称、当該停留所に係る運行系統、発車時刻、一の停留所に係る二以上の乗降場所がある場合、他方の乗降場所の位置等を停留所において掲示しなければならない。[\(運輸規則第5条第2項\)](#)
- ② 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に物品の持込制限に関する事項、禁止行為に関する事項、禁煙の表示及び停車する停留所・乗降地点の名称を旅客に見やすいように掲示しなければならない。[\(運輸規則第42条第2, 3, 4項\)](#)
- ③ 路線を定めて定期的に運行する乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用ワンマンバスの客室には、旅客が降車する際に容易にその旨を運転者に通報するための降車合図用ブザー等を備えることとされている。[\(ワンマンバスの構造要件\)](#)

左記の規定の適用がない自家用有償旅客運送者等においても、同様の措置を講ずることが必要又は望ましいと考えられる。

問題点

- ① 停留所における掲示
 - (1) 破損等により停留所の記載内容が分からぬ
 - (2) 時刻表の記載に誤りがある
 - (3) 停留所名及び運行系統図が記載されていない
 - (4) 相互に見通せない同一の名称の停留所について相互案内表示がない
 - (5) 休止しているバス停が撤去されておらず、休止している旨の表示がない
- ② 車内における掲示
 - (1) 禁煙等の掲示がない
 - (2) 物品の持込制限に関する事項及び禁止行為に関する事項が掲示されていない
 - (3) 停車する停留所等の名称の掲示がない
 - (4) 降車合図用ブザー等が設置されていない



原因

- ① 停留所の維持管理の不徹底及び適用される法令・制度の不知等による
- ② 掲示済みとの思い込み及び掲示の必要性についての認識不足等による
- ③ 車両の改造に費用がかかるため

通知要旨

コミュニティバス等の運行主体に対し、次の措置を講ずるよう指導又は助言する必要がある

- 1 停留所及び自動車内における掲示の適正化を図ること
- 2 自動車内に降車合図用ブザー等を設置すること

